

吹田市福祉部障がい福祉室 会計年度任用職員（保健師）募集要項

1 募集職種

保健師

2 主な勤務内容

障がい者やその御家族、関係機関からの相談対応（窓口・電話・訪問）や、各種申請手続の支援等。

3 採用予定人数

1 名

4 受験資格

保健師免許を取得している人。

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

欠格条項（地方公務員法第 16 条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

任用期間	令和 7 年 8 月 14 日以降随時任用 令和 8 年 3 月 31 日まで
------	---

	※令和 8 年 4 月以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
試用期間	原則 1 か月 任用時はすべて条件付とし、原則として任用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
勤務日	月曜日から金曜日 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休みです。
勤務時間	週 38 時間 45 分 9 時から 17 時 30 分まで（休憩時間 45 分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	吹田市役所福祉部障がい福祉室（吹田市泉町 1-3-40）
給与	日額 13,281 円（地域手当を含む） （再度の任用時には、当該職としての経験に応じて、一定の範囲で加算される場合があります。）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与（最大 10 日）
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募手続

（１）申込先 吹田市役所福祉部障がい福祉室

電話：０６－６３８４－１３４８（直通）

吹田市役所低層棟 １階 １１５番窓口（阪急電車吹田駅すぐ）

（２）選考方法 書類選考及び面接

（３）手続方法 選考を希望する場合は、上記申込先まで資格証の写しと３か月以内に撮影した
写真を貼付した履歴書を直接又は郵送で提出してください。

後日面接の日程をお伝えします。

（４）結果通知 面接後１週間以内に電話で通知します。

- ※１ 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び
受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- ※２ 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しませ
ん。
- ※３ 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
- ※４ 提出された履歴書は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

【問合せ先】

吹田市役所福祉部障がい福祉室

〒５６４－８５５０ 吹田市泉町１－３－４０

TEL：０６－６３８４－１３４８（直通）

担当：山下（純）・米田